

# 壱岐病院 患者面会規程

## (目 的)

第1条 この規程は、壱岐病院における入院患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等との面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 入院患者と家族等との面会及び交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、院内の感染防止対策、その他医療上必要な場合を除き、正当な理由なく面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

## (面会時間)

第3条 面会時間は原則として次の時間帯とする。

平 日・土日祝祭日：13時00分～19時00分 30分間程度

## (面会人数)

第4条 面会人数は、患者1人に対し原則一度に3人までとする。

## (面会者)

第5条 面会者は原則として小学生以上（未就学児は面会不可）とする。

## (面会場所)

第6条 面会場所は病棟内における次の場所とし、入院患者の病状や状態に応じて面会場所を選択するものとする。

- 一 病棟のダイルーム
- 二 患者の病室

## (面会者の感染防止対策)

第7条 面会者は次に掲げる感染防止対策を遵守したうえで面会を行うものとする。

- 一 面会前後にアルコール製剤による手指消毒を行うこと
- 二 サージカルマスク(不織布マスク)を可能な限り着用すること

## (面会手順)

第8条 面会者はスタッフステーションで面会者名簿に必要な事項を記載する。

2 病棟スタッフは、面会者の体調や感染対策の実施状況等を確認のうえ面会の可否を判断する。

(面会の禁止)

第9条 面会者が次のいずれかに該当する場合は、面会を禁止することとする。

- 一 面会者に発熱(37.5℃以上)、咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合
- 二 面会者が感染症に罹患している場合
- 三 同居家族が感染症に罹患している場合
- 四 その他、病院が面会を禁止する必要があると判断した場合

(面会時の禁止事項)

第10条 面会時は次に掲げる行為を禁止することとし、面会者がこれに違反した場合、またはその恐れがあると認めるときは、直ちに面会を中止させることができる。

- 一 病棟内・病室内での飲食
- 二 大声での会話や他の患者に迷惑となる行為
- 三 無断での写真撮影、音声録音、SNS等への投稿
- 四 医療機器等の操作
- 五 その他、病院の指示に従わない場合

(面会の特例)

第11条 次に該当する場合は、規定する時間以外での面会を認めることができる。

- 一 患者・家族への病状説明
- 二 重症患者や終末期の場合
- 三 その他、主治医又は病院が必要と認めた場合

(面会制限の緊急措置)

第12条 院内及び地域において感染症の流行や集団感染が発生した場合は、患者の安全確保及び院内感染防止のため必要に応じて面会人数の制限、面会時間の短縮、面会の一時的な禁止等の緊急措置を講じることができる。

(周知方法)

第13条 本規程に規定する内容は、入院案内、院内掲示、病院ホームページ等への掲載により患者・家族に周知することとする。

附 則

この規程は、令和8年 5月 1日から施行する。